

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
埼玉県理容美容専門学校	昭和56年3月31日	木村 弘	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-4-24 (電話) 048-822-1333				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人 埼玉県理容美容専門学校	昭和28年5月7日	理事長 高野 春夫	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-4-24 (電話) 048-822-1333				
目的	理容業を通して社会に貢献し、生涯にわたって向上心を持つ人材を育成するため、就職後の定着と高度な技術習得に向けて産学のリレーションを作り、市場において必要とされる技術及びサービスについて常に実践的な学びを学生に提供する。						
分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生	専門課程	理容科	平成12年2月8日 文部科学省告示第15号	-			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2010	780	420	810	0	0
単位時間							
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数			
72人 の内数	62人 の内数	6人 の内数	19人 の内数	25人 の内数			
学期制度	前期: 4月1日～9月30日 後期: 10月1日～3月31日		成績評価	成績表: 有 成績評価の基準・方法 学則及び学習評価規定に基づいて行う			
長期休み	学年始め: 4月1日～4月5日 夏季: 7月11日～8月25日 冬季: 12月22日～1月4日 学年末: 3月16日～3月31日		卒業・進級条件	①全課程を履修 ②課目ごとの出席率が3分の2以上 ③総合評価において合格基準を満たす ④学生納付金を完納			
生徒指導	クラス担任制: 有 長期欠席者への指導等の対応 担任より課程連絡等早期に対応を行い、保護者と密接な連携により解決を図る		課外活動	課外活動の種類 地域イベント等へのボランティア参加 関係団体各種競技会 各種資格講座 サークル活動: 無			
就職等の状況	主な就職先、業界等 理容店・シェービングエステ 理容福祉サービス 就職率※1 32: 33 96 % 卒業者に占める就職者の割合※2 32: 35 91 % その他 進学2名 (平成 28 年度卒業者に関する 平成29年5月1日 時点の情報)		主な資格・検定等	理容師免許 パーソナルカラリスト検定 JNEC日本ネイリスト検定 JNAジェルネイル技能検定 初級			
中途退学の現状	中途退学者 3名 平成28年4月1日時点において 在学者 65名 平成29年3月31日時点において 在学者 62名 中途退学の主な理由 進路変更・生活の困窮・結婚等家庭環境の変化 中退防止のための取組 受験前の個別相談を徹底して、進路のミスマッチを防ぐ。入学後の指導について担任と指導教員が複数である。		中退率 4.6 % (平成27年4月1日入学者を含む) (平成28年3月31日卒業者を含む)				
ホームページ	http://www.sairibi.com						

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は、理容業に就くことを目的とする学生のニーズに応じて、生涯にわたり社会的・職業的に自立できる力の獲得に留意し、併せて業界の現状や展望に鑑みて高度に実践的な技術の学習が体系的に行われるよう計画する。計画の質を補完するため、埼玉県理容生活衛生同業組合及び求人登録店舗や卒業生等と相互に連携し、常に新しい情報によって実践的な教育がなされるように意見交換の場を設ける。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は教頭が運営する。委員会の開催にあたり、教育課程の編成責任者である学科主任は、学生及び実習店舗・就職先店舗等にアンケート調査を実施し、授業科目の内容・問題点・改善点等を取りまとめ、学校側の委員として参画する。委員会では、多角的な視点で意見を聴取し、授業科目が常に前項の基本方針に適用のものであり、実践的で専門的な能力の育成に資するかを検証し活用する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成28年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
若山 有	HAIR SALON WAKAYAMA 埼玉県理容生活衛生同業組合	平成27年4月1日～平成27年6月28日	①
小原 肇	理容室 オハラ 埼玉県理容生活衛生同業組合	平成27年6月29日～平成29年3月31日(残任期間)	①
大隅 清孝	美容室KENTA 埼玉県美容業生活衛生同業組合	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	①
吉田 三晃	Smile hair 代表	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	③
大塚 幸子	株式会社ライノウ 代表取締役	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	③
加藤 隆代	Hair 先駆社	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	②
木村 弘	学校法人 埼玉県理容美容専門学校 校長	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	学校
相川 浩一	学校法人 埼玉県理容美容専門学校 教頭 兼 理容科主任	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	学校
本橋 孝則	学校法人 埼玉県理容美容専門学校 美容科主任	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年)	学校

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

教育課程編成委員会は、原則として年に2回開催している。

(開催日時)

平成28年度

第1回 平成28年4月19日(火) 14:30～16:00

第2回 平成29年2月7日(火) 10:00～12:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育課程の編成に関しては、学生・店舗等へのアンケートを活用して、常に鮮度の高い実践的な教育が実施できるように役立てている。また、業界・企業から推薦・派遣された講師によって、高度に専門的な技術を学ぶ為の創意工夫を常に取り入れ、今後の業界で必要とされる人材のアウトラインを学生にフィードバックしている。編成委員会においては、業界から必要とされる資質と学生が業界に希望する内容のミスマッチについて、継続的に意見交換を行い、学校が取り組むべき課題を明確にしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的で高度な技術や接客サービスを体験的に学習させる。業界の性質上、常に情報や技術は更新されなければならないので、講師派遣については柔軟に対応するよう意識している。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

2年次の「総合技術」科目授業において、埼玉県理容生活衛生同業組合及び企業等と講師派遣の連携をとり、職業に「今」必要な実践的かつ専門的な能力を育成する演習を実施する。また、登録された求人店舗等と連携し、1年次14時間、2年次24時間の校外実習を実施し、教員が教育計画に沿って教育指導を行う等、より効果的なサロン実習を実施する。実習前には、就職等の業界情報に関わる企業から講師派遣を受け、業界についての事前学習を行う。

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
理容実習 (実務実習)	埼玉県内及び近県の美容室において、現場実習を体験する。	理容組合 本校求人登録店舗
総合技術	2年次において、理容組合から派遣された第一線で働く理容師を講師として、プロの技術を学ぶと共に、実務に必要な知識や技能を習得する。	理容組合

フェイシャル	1年次において、プロの技術者を講師として、実践的な技術や実務に必要な知識を習得する。	理容組合 (株)大野孝
--------	--	----------------

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

(公社)全国理容美容教育センターの実施する教員研修への計画的な参加
 全国専修学校各種学校振興会の実施する指導者研修等への計画的な参加
 業界団体の主催する技術研究への参加
 最新の理容技術の習得や学生指導に役立つ研修、及び外部講師を招いた講習会への参加

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

一般社団法人専門職高等教育質保証機構による「職業実践専門課程 質保証・向上セミナー」
 公益社団法人日本理容美容教育センターによる「教員資格認定研修」他
 レリーフポイント株式会社による「保護者クレーム対応研修」他
 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団による「管理者研修会」「リスクマネジメント研修会」
 一般社団法人 埼玉県専修学校各種学校協会による「教員研修会」他

② 指導力の修得・向上のための研修等

一般社団法人日本化粧品検定協会による「コスメを読む～美白化粧品～」
 公益社団法人日本理容美容教育センターによる「理容技術理論・理容実習担当教員資格研修会」他
 株式会社 三善 メイクアップ研究所による「三善メイクアップ講習」
 特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会による「JNA認定校セミナー」

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

各協会におけるエステ・メイク・ネイル技術の指導講師育成を目的とした研修会への参加を重点的に行う。また、資格取得を目的とした新たな授業展開をすることで専攻授業分野の幅を広げる研修会へ積極的に参加する。

② 指導力の修得・向上のための研修等

新規採用教員には教員資格取得を必須とし、中堅以上の教員には管理・監督に関する研修に積極的に参加するものとする。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

社会的ニーズを踏まえた健全な学校経営として、学校における自己評価の結果に基づき、地域・企業・業界団体と連携した評価を行い、相互理解を深めた学校づくりを目指す。よって地域の代表となる人材や、卒業生として現場に働く人材、在校生の保護者会などにより、公平で開かれた会議を運営し、適切かつ専門的な助言を求めるものである。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

教育質向上を実践するための「学校スタッフの育成」(SD)の年間研修計画についての助言を得て、教育センターにて学科講師資格の取得を推進している。サロンでは即戦力を求めている現状をふまえ、国家試験の合格率、就職率の高さを維持しながら卒業後、即戦力になるよう今まで以上にサロンワークの充実にカリキュラムの重点を移行している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成28年4月1日現在

名前	所属	任期	種別

佐伯鋼兵	埼玉県商工会議所連合会 会長 他	1年	①
帆足光代	埼玉県なぎなた連盟 会長 他	1年	その他
鈴木瞬	理容師・理容店経営	1年	③
土屋慶晃	美容師・美容店経営	1年	③
遠藤恵子	保護者会会長	1年	②

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページにて毎年7月1日を基準日として公表
<http://www.sairibi.com>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

公正な評価に必要な情報を常に公開できる体制を整えるためホームページに情報を公開している。学校運営の透明性を確保しつつ、個人情報など守秘義務には十分留意するよう教職員の意識の徹底を図っている。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	(10) 卒業生の活躍
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

配布資料・学校案内・ホームページ <http://www.sairibi.com>

授業科目等の概要

(衛生専門課程 理容科) 平成28年度																	
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任			
○			関係法規・制度	理容師が法制度によって社会に位置づけられた仕事であることを学び、その業を規定した理容師法及び業に関連する法律について学ぶ	2	30		○			○			○			
○			衛生管理	公衆衛生の意義と本質、その概説を学び感染症・環境衛生・衛生管理技術等理容業務の基本を体系的に理解する	2	90		○			○				○		
○			理容保健	理容技術の基本となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの構造と機能を学び、技術との関連性に配慮して理解を深める	2	120		○			○					○	
○			理容の物理化学	理容業務を安全かつ効果的に行うための、正確な科学知識と合理的な思考の裏付けを学ぶ	2	90		○			○					○	
○			理容文化論	理容業の歴史及び服飾文化史を学ぶ。	1	60		○			○					○	
				デザインに関わる色彩や造形の原理を学び表現力を養う	2	30		○			○						○
○			理容技術理論	理容技術の基礎となる器具の正確な取り扱い、基礎技術を学ぶための知識として、人体各部の名称及び身体の機能等基礎知識を学ぶ	1	60		○			○					○	
				頭部技術・特殊技術など実技の修得に不可欠な専門的基礎知識と、その応用を学ぶ	2	60		○			○						○
○			理容運営管理	経営管理・労務管理・接客法等基本的事項の学びを通じて科学的な経営や適切な接客態度等消費者対応を学び、実践能力を養う	1	60		○			○						○
○			理容実習	理容業務を安全かつ効果的に行う為の基本的操作と、衛生管理の実践的な演習授業及び実務実習	1	430			△	○	○	△	○			○	
				頭部技術・特殊技術等基礎的な実習を総合的に演習し、より実践的な技術力を付けると共に、実務実習を行い実践力と就職力を養う	2	380			△	○	○	△	○				○

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。